平成２３年（フ）第１５９５号
北海道江別市文京台66番地の１　サーム森林公園壱番館306
債務者　佐藤　　実
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６０３号
札幌市白石区東札幌６条６丁目１番７－802号
債務者　阿部　力也
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６０４号
札幌市白石区東札幌６条６丁目１番７－802号
債務者　阿部ゆかり
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６０６号
北海道恵庭市恵み野東２丁目１番３　サントアリオデ恵み野207号
債務者　原　　靖子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６３７号
札幌市豊平区平岸３条６丁目１番17号　ニートピア平岸103号
債務者　久須美輝美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６７２号
札幌市北区北35条西５丁目１番10―307号
債務者　東海林喜美子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９号
北海道名寄市西11条北１丁目55番地31
債務者　谷内　淳一
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第１０号
北海道名寄市西12条北５丁目28番地27
債務者　東　　真純
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第８６号
岩手県奥州市水沢区真城字杉ノ下23番地
債務者　小野寺由紀子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第３７号
岩手県奥州市胆沢区小山字森43番地20
債務者　八重樫　進
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第３８号
岩手県奥州市水沢区字見分森26番地13
債務者　鈴木　庄喜
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第３９号
岩手県奥州市水沢区字見分森26番地13
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第６９号
福島県喜多方市字越巻3755番地５、前住所福島県喜多方市字大坪7611番地13
債務者　酒井　智子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
福島県会津若松市門田町大字日吉字丑渕49番地県営住宅５棟４号
債務者　坂本　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
福島県喜多方市熱塩加納町宮川字北山田前1151番地の１、前住所福島県喜多方市字寺町4688番地
債務者　原　英美子（旧姓白岩）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
群馬県藤岡市中栗須517番地１　水口アパート
債務者　町田　　繁
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３号
新潟県佐渡市梅津2305番地23　ロイヤルマンション広川２号棟303号
債務者　川端　茂廣
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
新潟地方裁判所佐渡支部